

INCHARGE 7 宿泊税設定方法について

■複数の宿泊税納税先に対応するため、従来の環境設定で設定する方法に加えて、複数の納税先に対応できるようマスタによる設定方法を追加しました。(2025/09/11 適用)

定率による宿泊税設定が予定されている地域に対応できるよう定率での設定方法を追加しました。ならびに、複数の会計区分で宿泊税が違う場合に設定できるように仕様変更しました。(2026/03/18 適用)

【新設定に関する注意事項】

マスタ設定で宿泊税の登録設定を行うと、既存の環境設定は上書きされます。

後述の「宿泊税納税先一覧」画面にて変更が可能となります。計画的な実施をお願いします。

※環境設定にて宿泊税条件が満たせる場合は環境設定にて引き続きご利用ください。

新画面で登録する前の既存設定画面（システム>環境設定>付加料金・売上計上タブ内）

宿泊税設定									
<input checked="" type="checkbox"/> 宿泊税を表示									
宿泊税切替日		2024/11/01							
<input type="radio"/> 現行 <input checked="" type="radio"/> 次期									
	料金上限	料金下限	大人	小人A	小人B	小人C	小人D	添乗員	乗務員
宿泊	5,000	1	100	100	100	100	0	100	100
	19,999	5,001	200	200	200	200	0	200	200
	49,999	20,000	500	500	500	500	0	500	500
	99,999	50,000	1000	1000	1000	1000	0	1000	1000
	~								

新画面での登録後（環境設定からの変更は不可となります。）

宿泊税設定<設定は宿泊税設定画面で行なって下さい>

宿泊税を表示

・新しい設定の登録方法

「施設管理者権限」を持つユーザーにてログインし、「その他マスタ管理」メニューの「宿泊税納税先一覧」および、「宿泊税設定一覧」より、宿泊税の納税先とその内訳を設定します。

※設定中は新規の予約作成をお控えください。

（次ページへつづく）

本設定を実施すると、環境設定の宿泊税設定は使用できなくなります。既に経過している、過去の日付も含めて適用開始日を入力してください。※締め解除時の再計算時に適用できなくなります。

本設定を実施後、全ての端末で予約詳細画面の再起動が必要になります。

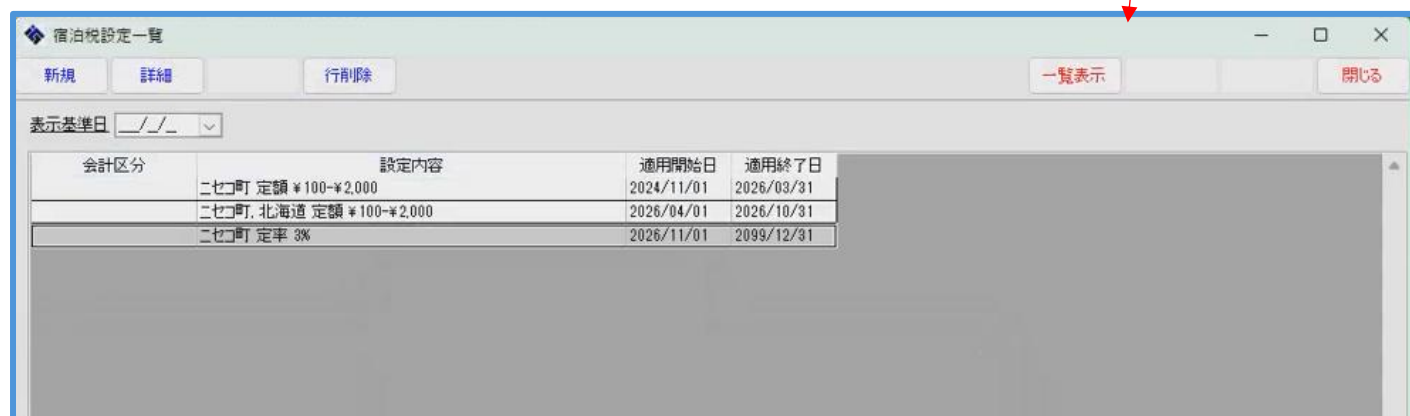
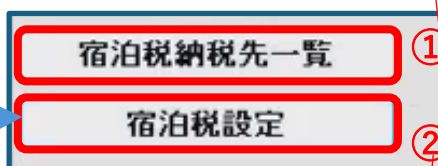
■新画面設定手順



※「納税先を分割して報告しない」「定額である」「会計区分毎に宿泊税を設定しない」場合は、従来の環境設定での宿泊税設定をお使いください。
※宿泊税の課税額の変更が3期以上ある場合は本機能をお使いください。

●宿泊税納税先一覧

- 1, 宿泊税納税先一覧をクリック。
- 2, コードを任意の番号を入力し、名称に納税先の名前を入力します。
- 3, 登録ボタンを押下します。宿泊税納税先一覧の登録は完了です。



●宿泊税設定一覧（適用期間および会計区分毎に1行ずつ作成が必要です。）

- 4, 宿泊税設定ボタンを押下し、宿泊税設定一覧を開きます。
- 5, 表示基準日を空欄にし、一覧表示を押下すると現在の設定が表示されます。※初めて本画面を使用する場合は何も表示されません。
- 6, 新規で宿泊税適用期間を作成する場合は「新規」ボタンを押下します。既に登録のものを変更・確認する場合は変更したい行をクリックし、「詳細」ボタンを押下します。宿泊税設定画面が開きます。

● 宿泊税設定画面

下記項目を確認いただき、登録を実施ください。

共通部分

①	会計区分	空欄にした場合、すべての宿泊予約が対象となります。(会計区分設定分を除く) 会計区分を設定した場合、対象の会計区分の宿泊予約のみ対象となります。
②	適用開始日～ 適用終了日	宿泊税の対象期間の設定を行います。※会計区分を設定する場合は会計区分の適用開始～終了の期間内である必要があります。 過去帳票の出力に影響があるため、適用開始日は実際に宿泊税が開始された日をご登録ください。(過去マスタが無い場合、締めを解除した際の再計算、宿泊税月報が正確に出力できなくなります。)
③	納税先	宿泊納税先一覧にて作成した納税先を選択します。

定額宿泊税 (宿泊税が定額の場合に設定します。)

④	料金上限 料金下限	宿泊税の課税対象範囲を設定します。重複しないよう上限と下限の設定を行ってください。
⑤	人員種別	人員種別毎に宿泊税の単価を設定してください。

定率宿泊税 (宿泊税が定率の場合に設定します。)

※チェックボックスについては次ページにて

⑥	料金下限	宿泊税が課税される最低宿泊金額を設定します。(例：野沢温泉村：6000円未満)
⑦	基準額切捨て	基準額の小数以下、十円未満、百円未満、千円未満の切捨てを設定します。 (例：沖縄県は千円未満切り捨て)
⑧	税率	税率を設定してください。
⑨	税額上限	宿泊金額に対する課税額の上限の金額を設定します。(例：沖縄県は10万円の宿泊を超える場合、10万円までが課税対象のため、10万×2%=2,000円)

「□プラン単価が宿泊税込の場合、プラン単価の $100 / (100 + \text{宿泊税率})$ を税抜き額とみなし逆算する。※逆算可否については自治体に確認してください。」について

宿泊税を「込」にて料金設定をした場合、設定できない金額帯が存在します。本チェックボックスにチェックを入れた場合、本来設定不可料金での登録があった場合でも、逆算して計算し発生した差分については消費税・室料を調整して算出する機能です。

例：定額宿泊税、10000円未満免税、10000円以上100円の場合

宿泊料金	宿泊税	宿泊税込価格
9,999	0	9,999
10,000	100	10,100

税込10,000円～10,099円は設定できない

例：定率宿泊税2%、基準額千円未満切捨ての場合

宿泊料金	宿泊税	宿泊税込価格
9,999	180	10,179
10,000	200	10,200

税込10,180円～10,199円は設定できない

上記のような設定できない料金帯が設定された場合でもエラーにせず、消費税または室料の調整で総額を維持する機能となります。

一部の自治体（※明記していない自治体あり）の説明文書では、消費税・宿泊税込み価格から宿泊税を計算し、誤差分を消費税で調整するとありますが、INCHARGE7では、税サ区分が税込の場合は消費税で調整、税サ区分が税別の場合には総額が合わなくなるため室料で調整しています。

上記のような問題が発生する可能性があるため、宿泊税は基本的に「宿泊税別」で運用ください。

宿泊税設定画面注意事項

- ・本マスタを登録すると環境設定が上書きされます。適用開始日の設定は必ず宿泊税の開始日を登録ください。
- ・本マスタ設定後、想定 of 宿泊税が挿入されるか予約詳細画面にて確認を行ってください。
- ・予約詳細画面他、画面上では複数の納税先がある場合、合算した税額で表示されます。
- ・会計区分をまたぐ予約の宿泊税は設定できない為、必ず予約は会計区分毎に作成してください。
- ・新規予約は登録時に室タイプに設定された会計区分が挿入されるため、登録時に宿泊税がセットされます。
- ・宿泊税定率の設定の内りにて、別自治体の定額設定分を分離する計算はできません。
- ・宿泊税計算は、宿泊明細に対して計算を行います。ルームチャージ明細には対応していません。

上記全て設定および確認が終わりましたら「登録」ボタンを押下します。宿泊税設定一覧に行が追加されます。正しく計算されるか、予約詳細にてテスト予約を作成し確認を行ってください。

■ 宿泊税月報

税額別に人数・税額が印字されます。

新たに内訳登録した場合は、納税先・税額毎に人数・税額が印字されます。

※それぞれの納税先の人数に対象人数が入りますが、合計欄は合算ではなく実際の人数になります。

(例：宮城県、仙台市でそれぞれ宿泊税が発生した場合、それぞれ人数は1人、合計も1人)

宿泊税月計表															
[F0034]開発F版(当日計上)				出力先:システム管理者(999)				更新年月:2023/11				印刷日:2023/05/30 15:31			
証票番号				施設名				ITBビジネス/バータース PMS事業部							
日付	宿泊人員数								課税免除		<<合計>>				
	課税対象(金額)														
	宮城県(100円)		仙台市(200円)		人数	税額	人数	税額	人数	税額			人数	税額	
1	1	100	1	200						0	1	300			
2	0	0	0	0						0	0	0			
3	0	0	0	0						0	0	0			
4	0	0	0	0						0	0	0			
5	0	0	0	0						0	0	0			
6	0	0	0	0						0	0	0			
7	0	0	0	0						0	0	0			
8	0	0	0	0						0	0	0			
9	0	0	0	0						0	0	0			
10	0	0	0	0						0	0	0			
11	0	0	0	0						0	0	0			
12	0	0	0	0						0	0	0			
13	0	0	0	0						0	0	0			
14	0	0	0	0						0	0	0			
15	0	0	0	0						0	0	0			
16	0	0	0	0						0	0	0			
17	0	0	0	0						0	0	0			
18	0	0	0	0						0	0	0			
19	0	0	0	0						0	0	0			
20	0	0	0	0						0	0	0			
21	0	0	0	0						0	0	0			
22	0	0	0	0						0	0	0			
23	0	0	0	0						0	0	0			
24	0	0	0	0						0	0	0			
25	0	0	0	0						0	0	0			
26	0	0	0	0						0	0	0			
27	0	0	0	0						0	0	0			
28	0	0	0	0						0	0	0			
29	0	0	0	0						0	0	0			
30	0	0	0	0						0	0	0			
<<合計>>	1	100	1	200						0	1	300			

会釈区分:全て

FFFF0010
inc7_dov1